

平成16年5月12日

## 事務局組織規程の一部改正について

〔事務局組織規程「第2章組織」、「第3章事務分掌」、  
「別表（事務局組織）」の一部改正〕

### 〔変更理由〕

事務局業務の合理化にあたっては、平成13年9月に23区内における現地指導を伴う認証・指定指導相談業務等を事業部事業課に移管、更に平成15年7月には品川、練馬支所の共同購買事業を経済部購販課に移管して業務効率化を推進してきた。

今年度においては、平成15年度を初年度とする中期3ヵ年事業計画の推進に、事務局の一層の活性化・効率化を図ると共に、振興会商工組合一体的事業展開の基本方針を堅持して更なる事務局人事の一元化に努めて参りたい。

### 〔主な改正点〕

- (1) 商工組合の事業部と経済部を統合して「事業部」とする。
- (2) 振興会商工組合一体的事業展開を図るため、事業部に「事業課」と「経済課」の二課を置く。  
事業課は、認証・指定指導相談業務等を主管とする。  
経済課は金融共済業務、購販業務等を主管とする。
- (3) 八王子支所における「指導相談業務」及び「購販業務」のスタッフを多摩支所に統合する。  
多摩八王子管内における現地確認を伴う新規認証・指定申請、事業場の移転、屋内作業場の増改築等の相談・指導業務については、多摩支所の主管として行う。  
多摩八王子管内における共同購買事業については、多摩支所の主管として行う。  
認証・指定にかかわる変更届様式等の配布及び記録簿等用紙類の頒布はそれぞれの支所の主管として行う。
- (4) この一部改正は、平成16年6月1日より施行する。

以上